

# 宗谷小学校 いじめ防止基本方針

—仲間を支援、お互いの良さを認め合う集団づくり—

## ◇はじめに◇

仲間の考えを聞き、互いの良さを言葉で表現し合うことで、互いの違いを認め合い、支え合うことができる関係を構築していきたい。また、その関係を通して、「自分は必要とされている」と感じる機会を増やし、自己肯定感を高めていきたい。

学級での活動・縦割り班活動・全校活動などで、子ども同士の関わりを深め、学び合いをし、協力する中で相手を思いやる気持ち（＝仲間への支援）や感謝の気持ちを育てていきたい。

また、一人一人の役割を明確にする中で、その役割を果たし、認め合うこと（＝異年齢の集団づくり）に重点をおきながら自治活動の推進を図っていきたい。

## I いじめ防止等に関する基本的な考え

### 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策はすべての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるように努める。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす深刻な影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、いじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭や地域、地方公共団体その他関係機関との連携を大事にしながら、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努める。

### (1) いじめ防止に関する基本的な理念

- ① いじめはすべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策はすべての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめ防止等の対策は、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

- ③ いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校・家庭・地域の関係者、地方公共団体その他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※基本理念を進めるにあたっての注意すべき事項

- ア いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方があってはならない。
- イ 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ウ 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を構築、修復していく力を身に付け、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

## (2) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ対策防止推進法において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- ア いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ウ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

オ 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある児童」、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの具体的な様態

具体的ないじめの様態としては、次のようなものがある。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等、で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

### (4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラ

スメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ⑤ いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。

そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組みが十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## (5) 重大事態

重大事態とは、法で次のような状態をさす。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態等になった場合、重大事態として捉える必要がある。

なお、下記は例示であることから、これらを下回る程度の場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童が自死を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

イ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

※の事例については、このようないじめの行為があれば、児童が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉え、対応すること。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の児童から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

エ 精神性の疾患を発症した場合

- ・病院等にかかり、診断書が出された場合。

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

前述のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

また、教職員の言動が児童に大きな影響力があるという認識をもち、児童一人一人についての理解を深め、児童との信頼関係づくりに努める。

## Ⅱ. いじめの防止等に関する内容

### いじめの未然防止・いじめの早期発見のための5つの柱

- 児童の実態に応じた指導計画の整備と指導体制の充実を図る
- 日常的なふれあいと共感的な児童理解を深め、きめ細やかな指導に努める
- 一人一人の個性を生かし、認め合い・励まし合い・学び合う温かい人間関係の構築に努める（児童理解と計画的な指導体制の確立）
- 子ども理解支援ツール『ほっと』等を活用し、児童の指導に生かす
- インターネットを通じて行われるいじめへの状況把握（ネットパトロール）と、情報モラル教育を年間計画に位置付ける(7月・参観日・2月)。

## Ⅲ. 『校内いじめ対策委員会』の設置

いじめ防止、いじめの早期発見及び早期対応を行うため、『校内いじめ対策委員会』を設置し、定期的に情報交流を行うとともに、いじめと疑われる相談・情報があった場合には、緊急に会議を開催する。

### 1) 『校内いじめ対策委員会』の構成

- 校長、教頭、生徒指導部長、当該学年担任、養護教諭
- ※事案により、柔軟に検討し構成メンバーを決める

### 2) 主な活動内容

- ①いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり
- ②いじめに関する相談・通報への対応
- ③いじめの疑いに関する情報収集・記録、共有
- ④いじめ事案への迅速な対応検討・判断・決定
- ⑤学校いじめ基本方針における研修や点検、見直し

## Ⅳ. 重大事態への対応

### ◆ 何か?!(問題行動)を見つけたら

子どもから

親・地域から

先生方、養護教諭から



「〇〇さんが…」 「〇〇という話を子供から聞いたけど…」 「…という場面を見た」 「保健室から …」等。情報源は様々あるが、聞き流さずに心にインプットして。

## ◆まず、何をどうするか

### ①事実を確認する

- ・本人に確かめる
- ・友だちに確かめる
- ・学級に問いかけをする
- ・親に問いかけてもらう(この場合は慎重に)

→ 内容により様々な方法で。もちろん本当でも素直に話してくれるとは限らない。

### ②もし、「何かある」とわかったら

→ すぐに『校内いじめ対策委員会』を開く。

→ さらに事情を明らかにし、適切な指導を行うための方針を立てる。

- ・事実関係をつかみながら、1回目の指導を行う。

※指導内容は迅速に父母にも伝える。

- ・内容によっては並行して、複数の教師で対応する。
- ・時間を置かずに、対応は迅速に行う。
- ・担任が集中して対応できるよう、指導部が中心となって職員間で連携をとる。

### ③事実関係が整理できたら

→ 再度『いじめ防止対策委員会』を開き、保護者への対応や今後の指導について相談する。

- ・対外的な対応や連携は、教頭と指導部長を中心に行う。
- ・必要に応じて養護教諭と連携をとり、子供の心のケアに努める。

### ④児童の保護者には

→ 事実関係と指導内容、家庭で教えてほしいことやこれからの指導見通しを伝える。その際、保護者の疑問や不安、時には不満を素直に受け止め、これからの指導での連携に努める。

→ 保護者の様々な思いを受け止め、丁寧に対応し、必要なことはしっかりと伝える。

- ・電話だけでなく家庭訪問などで顔を合わせて話をする。
- ・必要に応じて指導部長（教頭）などが入る。
- ・これからの指導については、「学校」「家庭」でやるべきことを具体的に伝える。「〇〇の力をつけるために」「こんな活動を」「いつまで」

⑤複数の児童が関わっている場合は

→ 関係する保護者と学級担任が話し合いの場をもつ

- ・ 事実を共通にする。
- ・ 「誰が悪い」ではなく「何が原因」で「これからどうしていったらよいか」「この事例からどんなことを学ばせたいか」を共通にする。
- ・ 各自の保護者の悩みや子育ての課題を振り返ったり、語ったりする場にする。
- ・ 学校として(学級としても)「今後どんな指導を行っていくか」を保護者にできるだけ明確に伝える。

⑥児童が失敗からきちんと学ぶことを求めて

→ 関わっていた児童一人一人と対話し、各自に課題意識をしっかりとらせ成長(改善)のためにはどんな努力が必要なのか、具体的に指導する。

→ その後必要に応じて関わった全員に一斉指導したり、学級集団で考え合わせたり、継続的に対話をもったりする。

→ あわせて養護教諭と連携し心のケアを行う。

⑦問題によっては

→ PTAの三役に経過と指導内容を伝えて、以後の協力をお願いする。

⑧さらに必要に応じては

→保護者の懇談会で「大まかな事実経過」「その後の様子」について報告し、児童の課題を話し合い、助け合って子育てを行う雰囲気高める。

※ 指導上の留意点

☆児童への指導や保護者との連携の様子は、当該学級担任から指導部へ、そして『校内いじめ防止対策委員会』へ報告し、必要に応じて相談援助を受ける。また、職員全体にも伝え指導への助言・協力を受ける。

☆指導部長は、『校内いじめ対策委員会』において、管理職と情報共有し、助言を受ける。

☆養護教諭は学担とともに児童の心身の状態を把握し、常に指導部や教頭・校長と連携する。また、必要に応じて保護者や関係機関と連携する。

☆教頭は、外部との連携の要となり、常に指導の状況や保護者との対応の様子を把握する。

☆校長は、学級・指導部の働きかけを把握して必要な指導を行う。

☆全教職員は、課題となっている児童に積極的に声を掛け、激励するとともに小さな頑張りも担任にこまめに伝える。